

徳島県告示第五百九十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次の二のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和三年九月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

鳴門市北灘町栗田字東傍示三三 浜田 一幸

同 字湊一〇一 清水 豊司

2 加入区

栗田加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

北灘漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和三年九月十日から同月二十四日まで

2 縦覧場所

鳴門市北灘町宿毛谷字相ヶ谷一番地一
北灘漁業協同組合